

海上自衛隊第23航空隊における食堂（喫茶）の設置及び経営に関する業者の募集について

京都府舞鶴市字長浜731番地20に所在する海上自衛隊第23航空隊において、食堂（喫茶）を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 都道府県知事等の発行した免許を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 募集業種及び募集社数

募集業種：食堂（喫茶）

募集社数：1社

4 募集要領の配布

- (1) 期 間：令和8年4月15日（水）から令和8年4月24日（金）  
9時から16時まで（12時30分から13時30分を除く。）
- (2) 場 所：海上自衛隊第23航空隊 舞鶴航空基地隊厚生班  
〒625-0086 京都府舞鶴市字長浜731番地の20  
電話等：0773-62-9100（内線5482）担 当：増田
- (3) 公募に参加を希望する場合は、上記4(1)の期間に4(2)まで連絡をした上で、参加希望業者が直接募集要領を受領すること。

5 その他

細部の内容は、募集要領による。